

最近の国際金融情勢について

令和5年6月19日

財務省国際局

1. 世界経済見通し

2. G7 関連

3. ロシア・ウクライナ関連

4. アジア地域金融協力

IMF世界経済見通しの概要（2023年4月）①

【世界経済見通し】（※括弧内の数字は、本年1月時点の見通しとの比較）

- パンデミックやロシアのウクライナ侵略といった過去3年のショックの影響で、**世界経済には高い不確実性**。金融引締めや、限られた財政余力、歴史的に高い債務水準、ロシアの戦争によるコモディティ価格の上昇や地政学的分断等は2023年も継続する見込み。**金融安定性への懸念**と相俟って、ハードランディングのリスクは高まっている。**政策当局は、インフレ抑制と金融安定維持との難しいトレードオフに直面する可能性**。
- **ベースラインシナリオ**：金融セクターの混乱が抑制され、世界的な経済活動の低迷につながらないことを想定。**世界経済の成長率は、2023年+2.8%(▲0.1%pt)、2024年+3.0%(▲0.1%pt)の見通し**。先進国では、2023年1.3%(+0.1%pt)、2024年1.4%(±0.0%pt)。新興国・発展途上国では、2023年3.9%(▲0.1%pt)、2024年4.2%(±0.0%pt)。2023年の**グローバルのインフレ率は、7.0%の見通し**。
- **代替シナリオ**：金融セクターの脆弱性に伴う更なるショックが世界経済に影響を与えることを想定。世界経済の成長率は、**ベースライン対比で2023年は▲0.3%pt、2024年は▲0.2%pt**。新興国・途上国より先進国の方が影響大。2023年の**グローバルのインフレ率は、ベースライン対比で▲0.2%pt**。

（注）代替シナリオにおいては、①信用環境の更なるタイト化を想定、②金融政策では、経済活動とインフレ圧力の低下に対応し、ベースラインシナリオより低い政策金利を想定、③財政政策では、ビルトインスタビライザーは機能するものの、追加的な歳出措置は想定せず、④中央銀行や規制当局による、金融システム安定化のための政策介入は想定せず。

- **中期の成長見通しは、2028年で3.0%**と1990年来のWEOの見通しで**最も低い見通し**。一部の新興国・途上国の経済水準向上に伴う成長率低下、世界的な労働成長率の低下、地政学的な分断、中国等の成長見通しの貿易相手国への波及等を反映。
- **下方リスクが支配的**。最近の**銀行セクターの混乱**が、ベースライン・代替シナリオで想定されている以上の**グローバルな金融環境のタイト化**につながるリスク。その他、民間・公的債務が歴史的な高水準にある中での金融引締めの影響、新興国・途上国の債務危機、想定以上の持続的なインフレ、中国経済回復の低迷、ウクライナにおける戦争の激化、地政学的分断といった下方リスクが存在。

【政策対応】

（短期）

- **持続的なインフレ低下の確保**：金融市場の緊張を抑制し更なる混乱のリスクを最小化しつつ、インフレ低下とインフレ期待のアンカーを確保することが引き続き最優先。
- **金融安定の確保**：中央銀行の利上げ、バランスシートの縮小が進む中で、**銀行・その他金融機関・住宅部門におけるリスクを集中的かつ頻繁に監視**することが重要。市場の緊張が見られる場合には、モラルハザードを防ぎつつ、**迅速かつ強力に流動性支援を行うツール**を用いる必要。**銀行監督の強化**や、**国際金融セーフティネットの活用**も重要。
- **為替変動への対処**：新興国はファンダメンタルズに沿った為替の調整を許容すべきだが、為替や資本フローの変動が著しく金融安定のリスクを高め、中央銀行の物価安定を損なう場合には、為替介入が適切となりうる。
- **財政政策の正常化**：高インフレが持続する中、緊縮的な財政スタンスが金融引締め必要性を緩和。脆弱層への的を絞った支援策も引き続き重要。

（中期）

- **債務の持続可能性の確保**：財政再建や構造改革による成長促進を通じた**債務持続性の確保**、**低・中所得国の迅速な債務再編のための国際協調**が必要。
- **供給の強化**：市場支配力やレントシーキング等を減らすための構造改革や、労働市場のタイト化に対する労働参加・労働力の移動の促進策等が重要。

（長期）

- **国際協調**：多国間協調の強化による地政学的分断の悪影響への対処や、カーボンプライシング等における国際協調やクリーンエネルギーへの投資によるグリーンへの移行の加速が重要。

IMF世界経済見通しの推移（2023年4月）

（対前年比GDP成長率、単位：％）

	2022					2023					2024				
	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差
日本	1.7	1.4	1.1	▲ 0.6	▲ 0.3	1.6	1.8	1.3	▲ 0.3	▲ 0.5	1.3	0.9	1.0	▲ 0.3	0.1
米国	1.6	2.0	2.1	0.5	0.1	1.0	1.4	1.6	0.6	0.2	1.2	1.0	1.1	▲ 0.1	0.1
ユーロ圏	3.1	3.5	3.5	0.4	0.0	0.5	0.7	0.8	0.3	0.1	1.8	1.6	1.4	▲ 0.4	▲ 0.2
ドイツ	1.5	1.9	1.8	0.3	▲ 0.1	▲ 0.3	0.1	▲ 0.1	0.2	▲ 0.2	1.5	1.4	1.1	▲ 0.4	▲ 0.3
イタリア	3.2	3.9	3.7	0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	0.6	0.7	0.9	0.1	1.3	0.9	0.8	▲ 0.5	▲ 0.1
英国	3.6	4.1	4.0	0.4	▲ 0.1	0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.6	0.3	0.6	0.9	1.0	0.4	0.1
先進国計	2.4	2.7	2.7	0.3	0.0	1.1	1.2	1.3	0.2	0.1	1.6	1.4	1.4	▲ 0.2	0.0
アジア	4.4	4.3	4.4	0.0	0.1	4.9	5.3	5.3	0.4	0.0	5.2	5.2	5.1	▲ 0.1	▲ 0.1
中国	3.2	3.0	3.0	▲ 0.2	0.0	4.4	5.2	5.2	0.8	0.0	4.5	4.5	4.5	0.0	0.0
インド	6.8	6.8	6.8	0.0	0.0	6.1	6.1	5.9	▲ 0.2	▲ 0.2	6.8	6.8	6.3	▲ 0.5	▲ 0.5
新興国・ 途上国計	3.7	3.9	4.0	0.3	0.1	3.7	4.0	3.9	0.2	▲ 0.1	4.3	4.2	4.2	▲ 0.1	0.0
世界計	3.2	3.4	3.4	0.2	0.0	2.7	2.9	2.8	0.1	▲ 0.1	3.2	3.1	3.0	▲ 0.2	▲ 0.1

1. 世界経済見通し

2. G7 関連

3. ロシア・ウクライナ関連

4. アジア地域金融協力

冒頭

- ウクライナのセルゲイ・マルチェンコ財務大臣がヴァーチャル形式で参加。**ロシアの侵略戦争に対する一致した対応とウクライナに対する揺るぎない支援への強いコミットメント**を再確認。
- ブラジル、コモロ、インド、インドネシア、韓国、シンガポールとの**生産的な対話を高く評価**。様々な世界経済の課題に共同で取り組むこと等にコミット。

I. 喫緊の世界課題への対処

ロシアのウクライナに対する侵略戦争とウクライナに対する支援

- 2023年・2024年初頭に向けた**ウクライナに対する財政・経済支援のコミットメントを440億米ドルに増加**。
- 欧州開発銀行と(JBIC等各国の)開発金融機関(DFIs)が協調融資等を通じてウクライナと影響を受けた国々を支援する**ウクライナ投資プラットフォームの設立合意**（5月12日、東京）を歓迎。
- 制裁及びその他の経済的措置の履行確保を強化する取組の一環として、**実施調整メカニズム(ECM)を通じた迂回・回避の類型等の情報共有**を開始。

世界経済と経済政策

- **安定と成長を志向するマクロ経済政策**の組み合わせにコミット。財政政策は、適切な場合には脆弱なグループに対して一時的かつ的を絞った支援を提供し、**グリーン及びデジタル・トランスフォーメーションに必要な投資を促進**するべき。**全体的な財政スタンスは中期的な持続可能性を確保**すべき。中銀は、**インフレ予想の安定維持**を確保し、**各国間の負の波及効果の抑制に資するよう政策スタンスについて明確に意思疎通**を行う。供給サイドの改革の重要性を強調。経済の長期的な成功のための**女性及び少数派のグループの極めて重要な役割**を強調。「**G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則**」の成功裏の見直しを期待。
- 監督・規制当局と引き続き緊密に連携して**金融セクターの動向を監視**するとともに、**金融安定及びグローバルな金融システムの強靱性を維持するために適切な行動をとる用意**。世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、**金融システムが強靱であることを再確認**。金融安定理事会(FSB)による、**最近の出来事からの教訓及び金融の安定強化に向けた優先事項を引き出すための取組を支持**。

脆弱国に対する支援

- **低・中所得国の債務脆弱性に対処する緊急性**を再確認。予測可能かつ適時に、秩序だった方法で連携した「**共通枠組**」の実施を改善するためのG20の取組を支持。**仏・印・日の3か国の共同議長の下、スリランカの債権国会合の立ち上げを歓迎**。中所得国の債務問題に対処するための**将来の成功モデル**として、迅速な解決を期待。
- **債務データの正確性・透明性の向上は極めて重要**。債務データ突合のためにG7と有志の債権国が世界銀行グループに詳細な貸付データを提供。この取組の結果、初期段階で計65億米ドルに上るデータギャップを特定。
- 貧困削減や繁栄の共有に不可欠なものとして、国境を越えた課題（気候変動やパンデミック等）によりよく対処するため、**MDBsがビジネスモデルの見直し等を加速させることを奨励**。その際、**既存の資本を最も効率的に活用するべき**。
- 特別引出権（SDR）の自発的な融通等を通じた支援について、**日仏による追加のプレッジ等によって1,000億米ドルの世界的な野心が射程に入ったことを歓迎**。野心達成のため更なるプレッジを要請。
- **10月に開催されるG7アフリカラウンドテーブル**において、アフリカへの民間投資動員を議論。

II. 世界経済の強靱性の強化

気候変動

- 排出を緩和する様々な政策手段の有効性について理解を深める**OECDの「炭素削減策に関する包摂的フォーラム（IFCMA）」**を支持。**公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）**の推進にコミット。**トランジション・ファイナンスは、経済全体の脱炭素化を推進する上で重要**。災害リスクファイナンスの促進における、**官民セクターの協調強化を確認**。

経済効率性と強靱性

- 様々なショックに対する**世界経済の強靱性を高め、自由で公正かつルールに基づく多国間システムを堅持することにより経済効率性を維持するために協力**。
- 世銀等と協働し、**遅くとも本年末までの立ち上げ**を目指し、「**RISE**」を策定中。互恵的な協力を通じて、**低・中所得国がサプライチェーンにおいてより大きな役割を果たせるよう支援**。
- FDIは新興・開発途上国のインフラ需要を満たす上で重要な役割。同時に**重要インフラに対する海外からの投資は経済的主権にリスクをもたらすおそれ**。OECDが、**非OECD加盟国の投資枠組の強化を支援することを支持**。

G7財務大臣・中銀総裁声明（2023年5月13日 於：新潟）のポイント③

金融デジタル化

- 中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する政策ガイダンスと能力開発に対する新興・開発途上国からの需要の高まりを踏まえ、**IMFによる「CBDCハンドブック」に関する作業を歓迎。**
- **FSBのハイレベル勧告等と整合的な形で、暗号資産・ステーブルコインに関する効果的な規制監督上の枠組みを実施することにコミット。FSB等が勧告実施をグローバルに促進していくことを奨励。**
- 金融活動作業部会(FATF)による、**暗号資産に関するFATF基準のグローバルな実施を加速**するためのイニシアティブや、**分散型金融(DeFi)及び個人間で行われる取引(P2P取引)から生じる新たなリスクに関する作業を支持。**

金融の持続可能性と健全性

- 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)による、生物多様性及び**人的資本に関する開示**に係る将来の作業に期待。
- **大量破壊兵器の拡散**と、大陸間弾道ミサイル(ICBMs)を含む弾道ミサイルの発射を可能にした、その**資金調達に関連する北朝鮮の不正な活動に対する深刻な懸念を共有。**

国際保健

- **G20財務・保健合同タスクフォースの更なる強化を含む、財務・保健の更なる連携強化にコミット。**
- 同タスクフォースや国際的なパートナーと協力し、パンデミックへの「対応」のための資金の強化、とりわけ、**必要な資金を迅速かつ効率的に供給する、「サージ・ファイナンス」の枠組の検討に合意。**G7保健大臣との合同セッションで承認された、「**財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解**」を歓迎。

国際課税

- 二つの柱の解決策の迅速かつグローバルな実施に向けた強い政治的コミットメントを再び強調。

Ⅲ. ウェルフェアを追求する経済政策

- **経済・社会構造は、ダイナミックかつ根本的に変容。**デジタル化や持続可能性等は、GDPのような単一の指標で捉えられないウェルフェアの要素の一例。ジョセフ・E・スティグリッツ教授との対話を通じて、**ウェルフェアの多元的な側面を強調。**
- 政策立案者は、ウェルフェアを測定するための多元的な指標を把握すると共に、政策立案に反映させるための運用ツールを探求する必要。引き続き、ベスト・プラクティスを共有し、**急速な経済・社会の変革に対応して政策検討を深化。**

1. ウクライナ・ロシア：ゼレンスキー大統領が訪日し、ウクライナ支援・ロシアへの圧力で結束を確認

- **ウクライナ支援**：日本のG7議長国としてのリーダーシップの下、ウクライナが**2023年及び2024年初頭に必要な財政支援を得ることを確保**。IMF支援プログラムが承認されたことを歓迎。
- **対ロシア制裁**：ビジネスサービス分野での措置拡大等の制裁強化や、迂回対策をはじめとしてロシアの金融セクターに対し必要な行動を取り続けること等に合意。

2. 世界経済・金融・開発：財務トラックの成果を反映

- **世界経済**：インフレ率が高い状況が続く中、財政政策は、**中期的な財政の持続可能性を確保**しつつ、適切な場合には、**脆弱層に一時的かつ的を絞った支援**を提供し、**グリーン及びデジタル・トランスフォーメーションに必要な投資を促進**。為替相場についてのコミットメントを再確認。**供給サイドの改革**の重要性を改めて強調し、**G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の見直しに期待**。経済・社会構造がダイナミックかつ根本的な変容を遂げていることを認識し、**ウェルフェアの多元的な側面を実用的かつ効果的な方法で政策立案に組み込むべき**と強調。このような取組は、民主主義と市場経済への信頼維持に資する。
- **金融セクター**：**金融セクターの動向を引き続き注意深く監視**するとともに、**金融安定及びグローバルな金融システムの強靱性を維持するために適切な行動**をとる用意。金融システムが強靱であることを再確認。
- **国際課税**：二つの柱の解決策の迅速かつグローバルな実施に向けた強い政治的コミットメントを再び強調。
- **債務問題**：「**共通枠組**」の実施を改善するためのG20の取組を支持。ガーナのIMF支援プログラムの承認を歓迎。仏・印・日の3か国の共同議長の下、**スリランカの債権国会合の立ち上げを歓迎**し、中所得国の債務問題に対処するための**将来の成功モデルとして迅速な解決を期待**。**債務データの正確性・透明性向上**のため、全ての公的二国間債権者による債務データ突合のためのデータ共有の取組への参加を奨励。
- **開発金融**：MDBs改革等を通じた民間資金の活用強化に向けた取組を加速。

3. クリーンエネルギー経済

- 「G7クリーン・エネルギー経済行動計画」を採択し、クリーン・エネルギー・サプライチェーンの多角化を重視。財務大臣に、世銀等と協力して、遅くとも本年末までの立ち上げを目指し、低・中所得国を支援する新しいパートナーシップである「RISE」を策定するよう要請。

4. 経済的強靱性・経済安全保障

- 経済的強靱性・経済安全保障を強化する政策を推進。G7以外のパートナーとの対話に関与し協力的なアプローチを採用。
- (参考)経済的威圧：経済的威圧に対する共同の評価、準備、抑止及び対応を強化するため、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、連携を強化。

5. その他、財務トラック関連の成果等

- 国際保健：財務・保健当局間の連携強化へのコミットを再確認。パンデミックへの対応のためのファイナンスの強化の必要性を強調し、必要な資金を迅速かつ効率的に供給できる、サージ・ファイナンスの枠組みを検討することにコミット。
- サステナビリティ情報開示：国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)による、生物多様性及び人的資本に関する開示に係る将来の作業に期待。
- (参考)対中姿勢：
 - ・ 中国に率直に関与し、我々の懸念を中国に直接表明することの重要性を認識しつつ、中国と建設的かつ安定的な関係を構築する用意。グローバルな課題及び共通の関心分野において、国際社会における中国の役割と経済規模に鑑み、中国と協力する必要。
 - ・ 成長する中国が、国際的なルールに従って振る舞うことは、世界の関心事項。デカップリング又は内向き志向にはならない。同時に、経済的強靱性にはデリスキング及び多様化が必要であることを認識。

G7財務トラックにおけるサプライチェーン強靱化に係る新たなイニシアティブ

低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品のサプライチェーンにおいてより大きな役割を果たすための 新しい互恵的パートナーシップ：RISEの構築

背景

- 2023年4月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議（於：米DC）のコミュニケの付属文書にて、「**脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築に向けた財政・公的金融手段に係るハイレベル政策ガイダンス**」を公表。
- 「ガイダンス」では「G7が、資金、知見、及びパートナーシップを組み合わせた**互恵的な協力**を通じて、**低・中所得国がサプライチェーンでより大きな役割を果たせるよう、共同で後押しすることにコミット**」と明記。

G7での合意

- 「ガイダンス」を具体的な行動に移すべく、**G7が、同志国や世銀等と連携して、低・中所得国が、クリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）において、より大きな役割を果たせるよう協力する、新たな互恵的なパートナーシップ：RISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement）**について、遅くとも**本年末までの立上げ**を目指す。

（参考）G7広島サミットでは首脳間で「**G7グリーン・エネルギー経済行動計画**」を採択。その中で、**財務大臣に、世銀等と協力して、遅くとも本年末までの立ち上げを目指し、低・中所得国を支援する新しいパートナーシップである「RISE」を策定するよう要請。**

新たなパートナーシップが目指す成果

1. **中・低所得国**の**自国産業の多様化・高付加価値化**を通じた、**持続可能な発展**
2. **クリーン・エネルギー関連製品の安定供給**を通じた、**ネットゼロ**に向けた世界的な取組みの下支え

想定される具体的取組み

1. 低・中所得国にとっての**機会と課題を特定する分析**の提供
2. 投資環境の改善に向けた、ESG等に関連する**技術支援**や**能力構築プログラム**の提供
3. 協調投融資の促進に資する、**現場レベルでの情報共有強化**

(2023年4月12日 G7財務大臣・中央銀行総裁会議 (於：米DC))

- 経済効率性を維持しつつサプライチェーンの強靱性を高めることは、経済安全保障を確保し、マクロ経済の安定を維持し、世界経済をより持続可能なものとするために、最も重要な課題。
- 特に、クリーンエネルギーに不可欠な製品等のサプライチェーンを多様化することは、エネルギー安全保障とマクロ経済の安定に寄与するだけでなく、地球温暖化対策に関するグローバルな取組にも資する。
- クリーンエネルギー製品等のサプライチェーンの構築にあたり、以下のガイダンスが政策検討上の参考となる。

ハイレベル政策ガイダンス (概要)

1. 公正で生産的、かつビジネスにやさしい環境の提供

ルールに基づく開かれた世界経済システムを堅持しつつ、**透明かつ効率的で、予測可能な財政・公的金融手段の活用**により、民間部門がそのサプライチェーンを多様化できるよう後押しする。

2. サプライチェーンにおける環境保護の強化と温室効果ガス排出量の削減

サプライチェーン全体で、環境を保護し、温室効果ガス排出量を削減し、リサイクルとリユースを促進する、**責任ある持続可能なビジネス活動を奨励**する。

3. 技術ある労働力、質の高い働きがいのある雇用、及び良好なガバナンスの構築

教育、訓練、スキル構築を支援し、良好なガバナンスと人権の遵守に支えられた、**安全で包摂的かつ倫理的な労働環境を確保**する。

4. 共同研究開発(R & D)の奨励

新しい製品や技術の創出は、サプライチェーン全体の選択肢を拡げ、その強靱性を高めうることを念頭におき、G7や関心を有する主体間の**共同研究開発を促進**する。

5. 低・中所得国への支援

資金、知見、及びパートナーシップを組み合わせた**互恵的な協力**を通じて、**低・中所得国**がサプライチェーンでより**大きな役割を果たせるよう、後押し**する。

スリランカ債権国会合の発足（2023年～）

- 3月20日、IMF理事会がスリランカの支援プログラムを承認（4年間で約31億ドルを融資）。先立って、大統領より、①秘密裏の債務再編交渉をせず透明性を確保、②全債権者と公平な債務再編に合意、③適切な債務再編に合意しない債権国に返済せず、とのコミットメントを表明。
- 4月13日、スリランカの債務再編の交渉をリードする日本、インド、フランスが、スリランカ政府同席の下、債権国会合（債権国が一堂に会し債務再編を協議する場）の発足を発表。
- 5月9日、日本、インド、フランスの3共同議長の下、債権国会合の第1回を開催。本会合で債務再編プロセスを進めることを確認し、共同声明を発出。
- スリランカ等の中所得国は、低所得国と異なり、G20の「共通枠組」のような債務再編に係る既存の枠組みが存在しないが、今般、スリランカのために、新興債権国を含む、広範な債権国間の協調体制が立ち上がったことは歴史的快挙。

■ 日時：2023年4月13日（木） 18：35～18：50（米国東部夏時間）

■ 開催場所：米国・ワシントンD.C.（IMF本部）

■ 出席者：

- 日本 鈴木財務大臣、神田財務官《進行》
- インド シタラマン財務大臣
- フランス ムーラン経済・財政省国庫総局長
- スリランカ ウィクラマシンハ大統領兼財務大臣(online)
セーマシンハ財務担当国務大臣
- IMF ゲオルギエヴァ専務理事、岡村副専務理事



背景：

- 日本は、かねてから**ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ**^(注)の重要性を指摘。その実現のためには資金面の手当てが不可欠として、**財務大臣と保健大臣の連携の強化**を提唱。2019年G20大阪サミットに際し、初の「G20財務・保健大臣合同会議」を開催。

(注) 全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを支払い可能な費用で受けられる状態

- 日本国内で**G7財務・保健大臣合同会合を開催**（オンラインで新潟・長崎を接続。世界銀行やWHO等も参加。）。

主な議題・成果： 下記につき、**G7財務大臣・保健大臣の「共通理解」**として取りまとめ、合意。

- **財務・保健の更なる連携強化：新型コロナウイルスのパンデミック**を受けた前例のない政策対応は財務・保健の連携強化及び**グローバル・ヘルス・アーキテクチャ**の更なる強化の必要性を**露呈**。多くの機関、特に**財務・保健の連携**が公衆衛生危機への**効果的な予防・備え・対応**のために必要。「**G20財務・保健合同タスクフォース**」は、国際保健システム上の資金ギャップを評価し、「**パンデミック基金**」設立支援という成果を有し、より**強靱なグローバル・ヘルス・アーキテクチャー**に向け**財務・保健連携を促進**すべく、**同タスクフォースの更なる強化**を要求。
- **サージ・ファイナンス**：（平時の「予防」「備え」に加え）**パンデミックへの「対応」のための資金の強化**、とりわけ、**必要な資金を迅速かつ効率的に供給する**、新たな「**サージ・ファイナンス**」の**枠組**の検討に合意。国内資金動員や既存のメカニズムの調整改善とともに、これら既存の取組でカバーできない**機能面のギャップ**をこの新たな**サージ・ファイナンスの枠組により補完**する必要。そのため、G7は、上記タスクフォース等と協働し、**WHOと世銀**が更に協力し、今夏に予定されている**G20財務大臣・保健大臣合同会合**に向けて行う**包括的で、一貫した、共同のマッピング作業**を基礎として、**サージ・ファイナンスの強化についてのG20における更なる議論**に引き続き貢献。

1. 世界経済見通し
2. G7 関連
3. ロシア・ウクライナ関連
4. アジア地域金融協力

ウクライナ情勢をめぐる我が国の制裁措置

➤ G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシアに対して主に下記の措置を実施。

金融分野等における措置

※日付は特記ない場合2022年

1. **ロシアの金融機関に対する資産凍結** (12行)
Bank Rossiya (2/26)、開発対外経済銀行(VEB) (3/1)、Promsvyazbank (3/1)、Bank Otkritie (3/3)、Sovcombank (3/3)、Novicombank (3/3)、VTB (3/3)、Sberbank (4/12)、Alfa-bank (4/12)、Russian Agricultural Bank (6/7)、Credit Bank of Moscow (6/7)、Rosbank (2023/2/28)
2. **ロシア中央銀行に対する資産凍結** (3/1)
3. **ロシア向けの新規の対外直接投資の禁止** (4/12)
4. **外国為替及び外国貿易法の一部改正 (暗号資産に係る制裁の実効性強化)**
(4/20公布、5/10施行)
5. **ロシア向けの信託・会計等のサービスの提供禁止** (7/5)
6. **ロシアを原産地とする金の輸入禁止** (7/5)
7. **上限価格超で取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービス提供禁止 (プライス・キャップ)**
(原油の実施は12/5、石油製品の実施は2023/2/6)

個人・団体に対する資産凍結措置

1. **ロシア関係者**：計945名の個人及び207の団体 ※オリガルヒ関係者、ウクライナの東部・南部地域の関係者等を含む
2. **ベラルーシ関係者**：計19名の個人及び12の団体

・ 2023年 2月24日 G7首脳声明（抜粋）

我々は、我々の措置の遵守と実施を強化し、ロシアがG 7の経済から得る利益を否定するために、実施調整メカニズムの設立を通じて回避や迂回を防止し対応することなどにより、既に講じた経済的措置を維持し、完全に実施し、拡大する。我々は、これらの措置を回避するか、あるいは損なおうとしている第三国及びその他の国際的主体に対し、ロシアの戦争への物的支援を停止するよう、そうしなければ深刻なコストに直面することになるとして要請する。このような活動を世界中で抑止するため、我々は、ウクライナにおけるロシアの戦争を物的に支援している第三国の主体に対して行動を起こしている。

・ 2023年 5月13日 G7財務大臣・中央銀行総裁声明（抜粋）

2月24日の首脳声明に従い、我々の制裁及びその他の経済的措置の履行確保を強化する取組の一環として、我々は、実施調整メカニズム（ECM）を通じた迂回、回避の類型及びその他関連情報の共有を開始した。

・ 2023年 5月19日 G7広島サミット ウクライナに関するG 7首脳声明（抜粋）

我々は、前線に物資を輸送する団体を対象とすることを含め、ロシアに対する我々の措置の回避や迂回を更に阻止する。我々は、我々の制限的措置の有効性を高めるために、「ロシアの支配層（エリート）、代理勢力、オリガルヒ」（REPO）タスクフォース及び実施調整メカニズムを通じて取組を続ける。

・ 2023年 2月24日 G7首脳声明（抜粋）

我々は、ロシアがウクライナの長期的な再建の費用を支払うようにする取組を続ける。ロシアは、戦争及びウクライナの重要インフラに対するものを含む自身のもたらした損害について、全責任を負う。我々は、ロシアが与えた損害を登録するための国際的なメカニズムの必要性を共に再確認する。我々は、我々の各々の法制度と統合的に、ウクライナの主権及び一体性の侵害に対応する紛争解決が得られるまで、我々の管轄権の下にあるロシアの国家が有する資産を引き続き動かさないようにしておくことを決意する。いかなる紛争の解決もロシアが自身のもたらした損害について支払うことを確保しなければならない。我々は、これらの目標を推進するため、ロシアの国家が有する資産を保有するG7を超えたパートナーと協力し、可能な限り広範な連合を構築する。

・ 2023年 5月13日 G7財務大臣・中央銀行総裁声明（抜粋）

我々はまた、2月24日の首脳声明に沿った形で、我々の管轄権下にあるロシアの国家が有する資産を引き続き動かさないようにしておくことを確保する。

・ 2023年 5月19日 G7広島サミット ウクライナに関するG7首脳声明（抜粋）

我々は、我々の管轄下で動かさないようになっているロシアの国家が有する資産の保有状況について完全に把握するための取組を進めている。我々は、それぞれの法制度と統合的に、ロシア自身がウクライナにもたらした損害を支払うまで、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を、引き続き動かさないようにしておくことを再確認する。

ウクライナ向け支援（財政・民間活動等）

財政支援：インフラ復旧支援を含めたウクライナ政府の支援

- **世界銀行を通じた財政支援グラント：約5億ドル**

エネルギー、運輸、医療セクターの**基幹インフラの復旧支援**等に充当予定。

(※) 受注に関するセミナーの情報を、関係省庁を通じて日本企業にも周知。

- **世界銀行への信用補完を通じた財政支援融資：50億ドル**（関連法案が4月7日に国会で成立）

(※) 上記55億ドルのほか、2022年中に実施した日本のウクライナ向け財政支援（円借款）は6億ドル（世界銀行との協調融資）。

【参考】 G7等の財政支援

- 2023年5月11-13日の**G7財相・中銀総裁会合**において、日本の55億ドルを含め、G7 各国・機関が**440億ドルの2023年及び2024年初頭の財政・経済支援**へのコミットを確認（G7各国・機関は、2022年に327億ドルの財政支援を動員）。
- 2023年3月、**4年間で156億ドル**規模の**IMF支援プログラム**が承認。

民間活動支援：保険・保証の提供と各国公的金融機関の連携強化

- **世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA：長官は俣野弘氏）への拠出：2,300万ドル**

MIGAが新設した「**ウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金**」に、**最初のドナー**として拠出。貿易金融やウクライナ向け投融資の政治リスクへの**保険の提供**により民間セクターを支援。

- **JBICによるウクライナ民間セクター向け支援**（関連法案が4月7日に国会で成立）

JBICが、**国際金融公社（IFC）**や**欧州復興開発銀行（EBRD）**等からの**ウクライナ民間セクター向け融資を保証**することを可能とする法改正を実施。

- **「ウクライナ投資プラットフォーム」の設立合意**

G7の開発金融機関及びEBRDの連携強化・協調投融資の促進のため、JBICが主導して**設立に合意**。

5月12日、ウクライナのマルチェンコ財務大臣参加（オンライン）のもと、東京JBIC本店でローンチイベントを開催。

財政支援：影響の大きなモルドバへの支援

- 財政支援円借款：約 1 億ドル
- モルドバ政府の金利負担軽減：約1,700万ドル

世界銀行への円借款を活用し、今夏に予定されている世界銀行のモルドバ向け財政支援融資（1億ドル規模となる見込み）に係るモルドバ政府の金利負担を軽減。

JBICを活用した民間部門も含めた周辺国支援

- 周辺国におけるウクライナ避難民支援等のための資金調達や日本企業の事業活動の支援：民間資金も含め総額約10億ドル規模の資金動員

各国政府の復興・避難民支援のための資金調達支援（サムライ債の発行支援）や、日本企業の参画も念頭に置いたエネルギーの脱ロシア化等の支援。

【参考】支援等の例

- ▶ ポーランド開発銀行が日本で発行する円建て債券（サムライ債、930億円）について、ポーランド政府と共同で保証を提供。調達資金は、ウクライナからの避難民支援に充てられる。
- ▶ 主に中東欧地域（ポーランド等）のスタートアップ企業に投資を行うファンドに、日本企業とともに出資。日本企業との事業提携や資本提携等の促進を図る。
- ▶ 日本企業のEV用資材（リチウムイオン電池用資材）の生産拠点のハンガリーでの設立に必要な資金を融資。
- ▶ ポーランド開発銀行やルーマニア財務省・ルーマニア輸出入銀行と、エネルギー安全保障、気候変動対策等の分野における連携強化に関する覚書を締結。

1. 世界経済見通し
2. G7 関連
3. ロシア・ウクライナ関連
4. アジア地域金融協力

1. 概要

- メンバー：ASEAN10か国※と日中韓
※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- 共同議長：ASEANと日中韓から各々 1カ国が持ち回り。

今年はインドネシアと共に日本が共同議長（鈴木大臣、植田総裁が出席）。

- 成果物：共同声明（日中韓、ASEAN+ 3それぞれ作成）

2. 経緯

- 1997年のアジア通貨危機を契機として、アジアの自助・金融セーフティネットを構築する機運が高まる中、1999年からASEAN+ 3 財務大臣会議を開始。（2012年から中銀総裁も参加。）

従来からの3本柱

第1の柱 シーエムアイエム
CMIM：危機時の流動性供給メカニズム
(Chiang Mai Initiative Multilateralisation)

第2の柱 アムロ 上記CMIMを支える
AMRO：経済サーベイランス機関
(ASEAN+3 Macroeconomic Research Office)

第3の柱 エービーエムアイ
ABMI：現地通貨建て債券市場の育成
(Asian Bond Markets Initiative)

新しい議題

※DRFは今回の大臣会合にて第4の柱として全参加国による定例議題に格上げ。

第4の柱 ディーアールエフ
DRF：自然災害リスクに対する
財務強靱性の向上

金融デジタル化が
域内金融協力にもたらす影響

インフラ・ファイナンス、サステイナブル・ファイナンス等

ASEAN + 3財務大臣・中銀総裁会議（2023年5月2日 於：仁川）の主な成果

- **地域金融取極（RFA）の強化**： **CMIM** を含むRFAを更に強化するため、新たなファシリティやより強固で信頼性の高い資金構造を検討。
→パンデミックや自然災害等に対応するための**緊急融資ファシリティ創設の議論を歓迎**。詳細な制度設計案を年末までに策定。
→その他の融資ファシリティと資金構造に関するロードマップを年末までに作成。
- **AMRO**： 2030年に向けての新たな「戦略的方向性」を歓迎。
- **ABMI**： GX/DXを推進する新たなロードマップを承認。
- **自然災害リスクへの対応**： 保険等を活用して自然災害リスクへの対応を強化すべく、全参加国による定例議題に格上げ。
- **金融デジタル化への対応**： サイバーセキュリティへの対応やデータプライバシーの保護の必要性、各国の対応状況の監視や金融協力の強化を謳った分析を歓迎。

※同日、日本とASEANの友好協力50周年を記念して、日ASEAN特別財務大臣・中央銀行総裁会議を開催。



【域内経済見通し】

- ASEAN+3経済は、COVID-19のパンデミックや危機的状況にまで悪化したロシア・ウクライナ紛争の影響を受けながらも、**2022年に3.2%の成長**。
- 今後は、景気回復が牽引力を増すに従い堅調となる内需が主導し、**2023年には4.6%の成長の見通し**。

【下振れリスク】

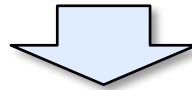
- **金融環境の悪化**や、**サプライチェーンの混乱**や**ロシア・ウクライナ紛争の影響による世界的なコモディティ価格の上昇**が、下振れリスク。
- 米国と欧州における最近の銀行セクターの混乱が当地域に及ぼす直接的な波及は限定的であるが、引き続き警戒が必要。

【政策対応】

- COVID-19関連の政策措置を縮小させていく必要。
- 政策措置は、下振れリスクや負の波及効果に配慮しながら、注意深く調整される必要。

背景

- チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）は2000年の設立以来、支援の迅速化・円滑化のためのマルチ化（2010年）、資金規模の倍増（1200億ドル→2400億ドル）等を通じて機能・役割を拡大し、域内の金融安定に貢献。
- 一方で、パンデミックを含む累次の世界的な危機においても これまで活用されず。



あるべき地域金融取極（RFA）の検討の必要性

新たなファシリティ

地域のニーズを踏まえた多様な
ファシリティ

日本より、自然災害やパンデミック等の外生ショックによって生じる緊急支援ニーズに対応するための「**緊急融資ファシリティ**」の創設を提案。

資金構造

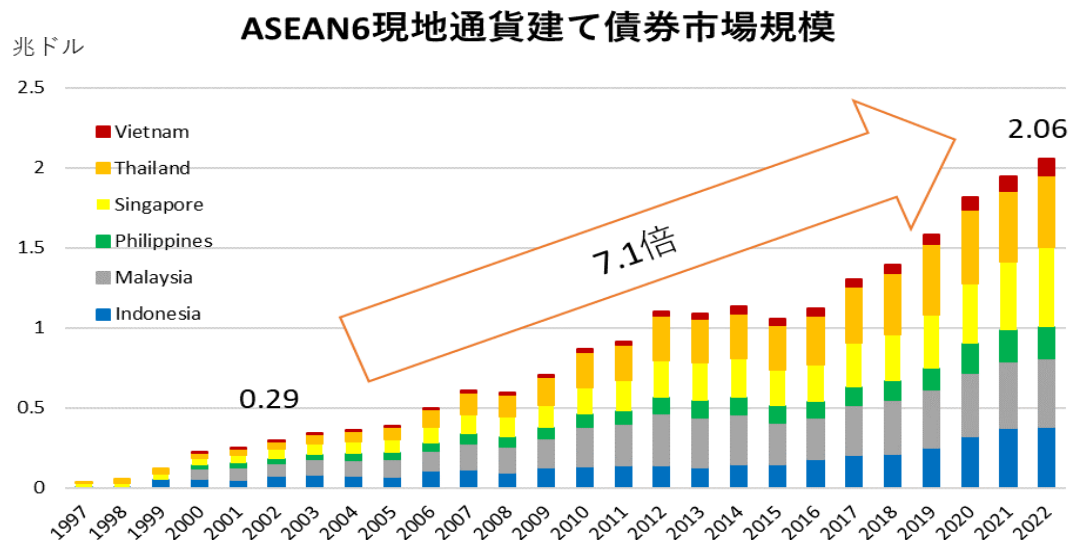
効果的な支援を行うための
より強固で信頼性の高い資金構造

【会議の成果】

- ① 緊急融資ファシリティの詳細な制度設計
- ② その他の新たなファシリティ及び資金構造に関するロードマップを年末までに作成し、検討。

アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI : Asian Bond Markets Initiative)

- アジア通貨危機の一因として、アジア諸国において、**二重のミスマッチ**（ドル等の外貨を海外から短期で借入れ、自国通貨建てで国内の長期融資を実施）が存在。
- これを解消するため、効率的で流動性の高い債券市場を育成し、**アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資へ活用**することを目的に、現地通貨建て債券市場の育成に向けた取組を2003年より開始。
- ABMIの開始以来、社債発行に対する保証供与や技術支援等を通じて、域内の現地通貨建て債券市場は着実に拡大し、二重のミスマッチの解消についても大きく進展。
- 今般、新たな潮流（デジタル・グリーン等）を踏まえ、5つのPillarから成る「**新中期ロードマップ（2023-2026）**」を策定。



1. 概要・経緯

- CMIM、AMRO、ABMIに次ぐASEAN+3財務プロセスの「新たな柱」を見出すべく、4つのワーキング・グループ（WG）を設置して具体的な検討・取組を推進。

（参考）ワーキング・グループ（WG）のテーマ

WG1 : インフラファイナンス（シンガポールが主導）

WG2 : 構造的問題に対応するための新ファシリティの検討（中国が主導）

WG3 : 自然災害への財務強靱性強化（日本が主導）

WG4 : フィンテック（韓国が主導）

- 日本は自然災害への対応等に係る知見を活かし、域内の災害リスクに対する財務強靱性の強化に向けた災害リスクファイナンス（Disaster Risk Financing : DRF）の議論を主導。

2. 会議の成果

- 気候変動の影響等による災害の激甚化は域内の重要課題。
- 自然災害リスクへの強靱性を高めるため、DRFをASEAN+3財務トラックで全メンバーが参加する**定例議題に格上げし、ASEAN+3金融協力の新たな柱とする。**
- 保険やその他商品の検討・提供、データベースの共有、知見共有等の今後3年間の取組を盛り込んだ**アクションプランを承認。**

1. 現状・課題

- 金融デジタル化は、取引コストの低減、効率性の向上、金融包摂や経済成長等の恩恵をもたらす
→ アジアでは、電子商取引や電子決済から、暗号資産や中央銀行デジタル通貨デジタル通貨 (CBDC) まで幅広く金融デジタル化が進展しており、コロナ禍で加速。また、ASEANでは、QRコード支払いの複数国間の相互連携やクロスボーダー決済の実証実験などが進展。
- 一方で、急速な金融デジタル化がもたらす様々なリスクへの対処が課題
 - ✓ 国際収支統計で捕捉しきれない資金フローの監視・管理
 - ✓ 金融危機の伝播のスピードや規模の増加
 - ✓ データプライバシーやサイバーセキュリティのリスク、マネーロンダリングや制裁迂回等のリスク等

2. 主な提言

“Opportunities and Challenges of Financial Digitalization: A New Perspective on ASEAN+3 Regional Financial Cooperation”

- ASEAN+3のサーベイランス機関であるAMROにおいて、サーベイランスや研究の対象に「金融デジタル化」を加えるとともに、必要な監督当局に技術支援を供与
- ASEAN+3の将来的な協力分野
 - ✓ 地域金融枠組みにおける新たなファシリティの検討
 - ✓ クロスボーダーのデジタル金融取引のデータ収集
 - ✓ サイバーセキュリティーやデータプライバシー保護等の法律・規制枠組みの協力
 - ✓ 国際的な基準に準拠した議論の推進



参 考 资 料

低・中所得国の債務問題に関する足元の動き

背景

- これまで債務再編は、**先進国を中心とする債権者会合の「パリクラブ」が主導**。近年、中国が途上国向け融資を拡大し、最大債権者になる中、**中国を巻き込んだ債務再編が課題**。
(注) 中国の融資は**情報開示や公平な債務再編を阻む条項等**を含む他、返済に窮した債務国の**インフラ等の権益を取得する例も存在（債務の罨）**。
- こうした中、日本は、他国と協力して、中国を説得し、2020年11月、G20は、低所得国向けに**債務再編を行うための「共通枠組」**を承認。チャド、エチオピア、ザンビア、ガーナの4カ国が「共通枠組」の下での債務再編を要請。
- 2022年4月以降、経済状況が悪化した**スリランカは対外債務の支払いを一時的に停止**。

足元の動き

- 2022年6月、**ザンビアの債務再編に関する第1回債権者委員会**が開催。本年7月、同債権者委員会は**ザンビアへ資金保証（FA）を提供する旨公表**。8月31日、**IMF理事会において、IMF支援プログラムを承認**。
- 2022年9月、**スリランカとIMFは、IMF支援プログラム導入について、スタッフレベルで合意**。同月、鈴木財相は、**スリランカ大統領と会談を実施し、日本としてしっかりと役割を果たす用意がある旨を伝達**。
- 2022年11月、**チャドの債権者委員会**は、原油価格の高騰により即座に債務再編が必要ではないこと、資金ギャップが生じた場合には、債務再編の検討のための交渉をすること等を盛り込んだ**覚書に合意**。
- 2023年1月、**印はスリランカにFAを供与**。パリクラブは、**非パリクラブ国を招き臨時会合を開催し、協調した形でFAを供与**。2月初旬、その旨を、**印を始めとする非パリクラブ国と連名でステートメントを公表**。3月初旬、**サウジ及び中国もFAを供与**。これを受け、**IMF理事会において、IMF支援プログラムを承認**。
- 2023年4月、IMF・世銀春会合で、日本は印仏とともに、スリランカ及びIMFの同席の下、**スリランカの債権国会合立ち上げを発表**。翌月9日、**日印仏の3共同議長の下、第1回債権国会合を開催**。本会合で債務再編プロセスを進めることを確認し、**共同声明を発出**。
- 2023年5月、ガーナに**FAを提供**。17日、**IMF理事会において、IMF支援プログラムを承認**。

ABMI 2.0

新たな潮流(デジタル・グリーン等)を踏まえた 域内の資金還流促進

[Pillar 1]

域内での現地通貨
建てサステナブル・
ファイナンスの促進

- アジアの企業による ESG債（グリーンボンド等）の発行支援
- ESG債の投資効果に係る投資家への情報提供

[Pillar 2]

市場環境等の改善・
クロスボーダー取引
の基盤形成

- 債券取引に関する手続・規制の標準化による債券発行者・投資家の負担軽減
- 為替ヘッジ取引の環境整備による債券取引の促進

[Pillar 3]

DXの促進による
域内金融市場の
活性化

- DXの推進に向けた基盤構築（外国為替取引の報告内容や本人認証手続の標準化）
- ブロックチェーン技術を活用したデジタル債券等の開発

[Pillar 4]

現地通貨の流動性
供給の促進に向けた
クロスボーダー金融
取引のリスク緩和

- 中央銀行のクロスボーダー担保に係る取極の促進

[Pillar 5]

現地通貨建て債券市場が未発達な国に対する技術支援

アクションプランの概要

<政策対話・イニシアティブの実施>

- 災害リスクファイナンス（Disaster Risk Financing：DRF）に関する政策対話や協力推進
- 各国のプロテクションギャップ(※)や優先課題を把握するためのガイドラインの策定
(※)プロテクションギャップ：災害に伴う経済損失額と保険により補償されている額との差
- イニシアティブの実施体制の整備（東南アジア災害リスク保険ファシリティ(SEADRIF)の強化等)

<優先分野>

1. フィナンシャル・ソリューション

○ 保険その他商品の検討・提供

- 公共財産に係る災害保険、農業保険、イスラム金融商品等の保険商品等の検討・提供
- 大災害債(CATボンド)、Contingent Credit(災害時の迅速な融資)の検討

2. ナレッジ・ソリューション

○ 知見の共有の促進

- 新たな保険商品等に係るセミナーの開催
- 知見共有のためのウェブサイトの構築や情報の一元化

3. テクニカル・ソリューション

○ 災害リスクに係るデータの活用

- ASEAN 災害リスク保険プログラム（ADRFI）の災害関連データベースとの連携
- SEADRIFの洪水リスクモデルの見直し・洪水以外のリスクモデルの開発